

議案第 81 号

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 5 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大田原市国民健康保険税条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「50万円」を「510,000円」に改め、同条第3項ただし書中「13万円」を「160,000円」に改め、同条第4項ただし書中「10万円」を「140,000円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.5」を「100分の7.0」に改める。

第5条中「100分の2.0」を「100分の1.5」に改める。

第6条中「11,000円」を「9,000円」に改める。

第7条中「100分の2.0」を「100分の1.5」に改める。

第8条中「15,000円」を「12,000円」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「50万円」を「510,000円」に、「13万円」を「160,000円」に、「10万円」を「140,000円」に改め、同条第1号柱書中「33万円」を「330,000円」に改め、同号イ中「7,700円」を「6,300円」に改め、同号ウ中「10,500円」を「8,400円」に改め、同条第2号柱書中「33万円」を「330,000円」に改め、同号イ中「5,500円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「7,500円」を「6,000円」に改め、同条第3号柱書中「33万円」を「330,000円」に改め、同号イ中「2,200円」を「1,800円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「2,400円」に改める。

第22条第1項中「3万円」を「30,000円」に改める。

附則第3項中「15万円」を「150,000円」に改める。

附則第20項を附則第22項とし、附則第14項から第19項までを2項ずつ繰り下げ、附則第13項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第2

3条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。
(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第20条を附則第22条とし、附則第14項から第19項までを2項ずつ繰り下げ、附則第13項の次に2項を加える改正規定については、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大田原市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第14項及び第15項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。